

税と経営の情報誌

2024.2 № 519

きずな



《今月の笑顔》



株式会社八王子エフエム

しどみゆ
宍戸美憂さん

☆ 2024年「新春・会員の集い」を開催

☆ タックスコーナー
「確定申告はスマホからできます！」

☆ 令和6年度税制改正大綱
「法人には朗報！交際費から除外される飲食費等の
金額が5,000円から10,000円に倍増」



公益社団法人
八王子法人会

令和6年 (2024年) 新春・会員の集い

新年を新たな決意でスタートしました



年頭挨拶で新年の抱負を述べる清宮会長



開会の言葉を述べる相澤副会長

2024年最初の事業、「新春・会員の集い」が新春講演会と賀詞交歓会の二部構成により、1月10日、八王子エルシィにて開催されました。

昨年は、感染症対策として参加人数に制限を設けた賀詞交歓会でしたが、今回は4年ぶりに通常形式に戻し、172名と多くの出席をいただくことができました。相澤厚生委員長の開会の言葉に続く、清宮会長の年頭あいさつは、元旦に発生した能登半島地震へのお見舞いの言葉から始まり、当法人会としても、早速、義援金を募り始めたことに触れました。また、新しい年においても、キャッシュレス納税やe-Taxの普及推進、インボイス制度や電子帳簿保存法に関する周知・広報に法人会として、積極的に取り組む決意を述べました。

この後、2023年4月以降に入会した新会員の紹介、岩淵税務署長、石森市長をはじめとするご来賓からの祝辞に続き、高岡税理士会支部長の乾杯で祝賀懇親会へと進みました。

心のこもったご挨拶をいただきました

賀詞交歓会では、岩淵浩之税務署長、伊藤裕之都税事務所副所長、石森孝志市長よりご挨拶をいただき、また、萩生田光一衆議院議員の代理として鈴木秘書にもご登壇いただきました。

高岡誠司税理士会支部長の乾杯で始まった祝賀懇親会では、会員相互の新年の挨拶や出席した新会員の皆さまを含めた名刺交換などにより、交流が深められました。

最後は、多田充伸顧問（前会長）にご挨拶をいただき、会を閉じさせていただきました。

八王子税務署長
岩淵浩之殿



東京都八王子都税事務所副所長兼総務課長
伊藤裕之殿



八王子市長
石森孝志殿



東京税理士会八王子支部長
高岡誠司殿



ご参加いただいた新会員22社28名をご紹介します

大勢の新会員の氏にご参加頂きました



賀詞交歓会には、2023年4月以降に入会された新会員87社のうち、22社から28名の皆さまに出席していただきました。

皆様には3回に分けて壇上にお進みいただき、会員増強を担当する森屋副会長（組織委員長）より、ご来賓を含む出席者の皆様に、会社名とお名前をご紹介しますいただきました。

出席いただいた新会員の方からは、「いろいろな方と名刺交換もでき、今日、出席できて本当に良かった」といった声も聞かれました。



新会員の紹介をする森屋副会長（組織委員長）

新春講演会では、新谷 学氏（文藝春秋取締役・文藝春秋総局長）が登壇

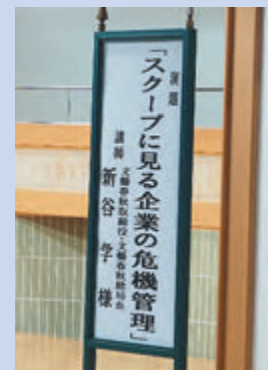
賀詞交歓会に先立ち開催された新春講演会では、文藝春秋取締役・文藝春秋総局長の新谷学氏が講師として登壇。「スクープに見る企業の危機管理」をテーマに、講師の長年にわたる編集者としての経験や、スクープがもたらす影響力、その裏にある危機管理の要諦などについて興味深いお話を展開して頂きました。



講師の 新谷 学氏



多くの出席者が熱心に聴講しました



令和6年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正

交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なルール

税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上昇させられます。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件

②従業員数2,000人以下の法人向けルール

青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者 給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件

③中小企業向けルール

資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費 10%超	女性活躍・ 子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設

日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法か②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限

独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は 一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ 一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1) 定額減税

令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2) 適格ストックオプション税制の改正

- 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなければならないとの要件が不要とされます。
- 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 - 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
 - 設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
- 中小企業等経営強化施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
- 権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4) 住宅ローン減税の改正

認定住宅等を取得して令和6年中に居住の用に供した場合は住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。

- 40歳未満であって配偶者を有する者
- 40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5) 既存住宅のリフォームに係る税額控除

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合に適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1) プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

- 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
- 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
- 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6) 登録申請書の提出期限の変更

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

税制と経営環境改善の両面から、中小企業に対する支援を要請

～市内小選挙区選出衆議院議員、市長、市議会議長に税制改正要望書を提出～



▲萩生田光一衆議院議員(左)に要望書を手渡す吉野税制委員長
(12月16日/八王子市内)



▲小田原潔衆議院議員(右)に要望書を手渡す萩生田副会長
(中央)、戸村常任理事(12月11日/立川市内)
(右端は山下副委員長)

じ東京21区に変更になります。このため、今回の要望活動では、当法人会として初めて、21区選出の小田原潔衆議院議員を訪問させていただきました。



▲石森孝志八王子市長(左)に要望書を手渡す吉野税制委員長
(中央)、鈴木税制委員(11月29日/八王子市内)



▲鈴木玲央八王子市議会議長(左)に要望書を手渡す吉野税制
委員長(中央)、鈴木税制委員(11月29日/八王子市内)

八王子法人会では、市内の中小企業の声を届けるべく、昨年11月から12月にかけて、市内小選挙区選出の衆議院議員、市長、市議会議長に対し、次年度の税制改正に関する内容などを中心に、各種の要望活動を展開しました。要望に際しては、会報「きずな」の昨年11月号に掲載した「全法連・税制改正の提言」とともに、当法人会独自の要望書を吉野孝典税制委員長はじめ、当会役員が持参。政府が賃上げ促進の姿勢を強める中、中小企業はその原資に乏しいことを説明。大手企業との取引において、原材料費の高騰などに対し、適正な価格転嫁が進まないことや、提出した見積額を一定の率で減額することが習慣化していることなどに、根本の原因があるとして、政府、自治体として、適切な指導、対応をしていただきたいと要望させていただきました。また、賃上げ促進税制について、赤字決算の企業にも恩恵が及ぶよう、一定の賃上げを実施した中小企業に対して、社会保険料の減免で応えるような仕組みづくりについてもお願いをさせていただきました。

なお、衆議院議員小選挙区の区割り変更により、当法人会の由木地区に該当する地域の大部分が、次回の総選挙から、立川市、日野市と同じ

■ 八王子市からのお知らせ ■

八王子市中小企業新入社員合同研修

主に新入社員の方を対象として、ビジネスマナーや社会人としての基礎知識を学ぶ研修を開催します。複数の市内企業から新入社員が集まる合同研修ですので、社外に人脉・同期の輪を広げる交流の機会としてもご利用いただけます。日程等の詳細は、八王子市ホームページで3月頃公開予定です。

【研修概要】

第1回 ビジネスマナー研修（2日間）・・・5月予定

第2回 フォロー研修（1日間）・・・9月予定

第3回 振り返り研修（1日間）・・・2月予定

【場所】 JR八王子駅周辺

【費用】 1名5,000円（年間）

【定員】 先着60名

【申込み・問い合わせ】

八王子市産業振興部産業振興推進課（八王子市役所6階）

TEL：042-620-7252

e-mail：b092000@city.hachioji.tokyo.jp

知財多摩だより

～地理的表示の保護制度について～

地理的表示の保護制度は、地域の自然的、社会的な要因や環境の中で長年（約25年）育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する農林水産物等の名称を、地域の自然財産として保護するもので、令和5年11月現在131産品が登録されています。名称としては、「夕張メロン」や「神戸ビーフ」のように地名を含む名称が一般的ですが、長野県木曽地方の漬物「すんき」や秋田県の漬物「いぶりがっこ」のように、全国でも当該地でしか生産されていない産品であれば、地名が名称に含まれていなくても登録されます。登録の効果として、国内における保護としては、登録権利者以外の者による地理的表示や類似等の表示違反者に対しては、例えば、「米沢牛」「大栄西瓜」の場合、地理的表示の除去・抹

消を行政が取り締まっています。また、外国政府による保護としては、「相互保護」の枠組みにより、日本で登録された地理的表示の偽物の使用が外国で発見された場合、例えば、スペインのレストランにおいて、南米産牛肉のメニューに「TROPICAL KOBE BEEF」、ドイツのスーパーにおいて、NZ産和牛に「Wagyu "Kobe-Style"」との表示に対し、外国当局が取締まり排除しています。また、更なる登録の効果として、高い品質の価値評価により取引価格が向上・安定化し、ビジネスの拡大や地域の活性化の原因となった地域産品が多数見られます。

出典

農林水産省「地理的表示（GI）保護制度の概要」より抜粋

法人会インターネットセミナーをご活用ください

八王子法人会では、様々なテーマのインターネットセミナーをご用意させていただいています。研修場所に集まることが出来ない場合などでも、時間を選ばず視聴できます。

八王子法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp/>) の最上部「公益事業」にカーソルを合わせ、「オンラインセミナー等」をクリックすると、下記の画面が表示されます。ID、パスワードを入れてご利用ください。



ID : **hj0183** パスワード : **4875**

自動計算
自動入力
自宅から

確定申告は スマホからできます！



step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方

Androidの方

Safari

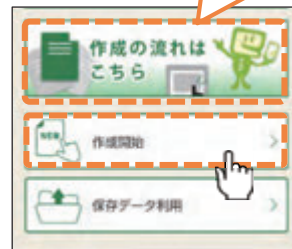


Chrome

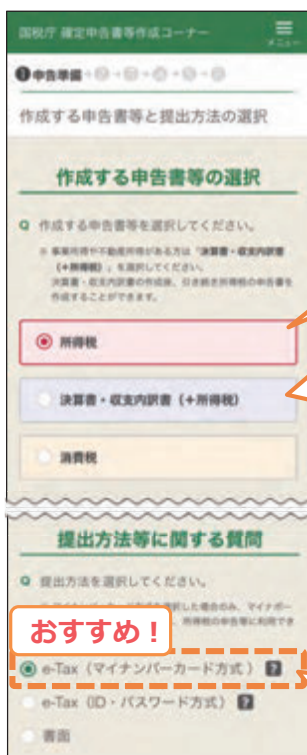


※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の流れを確認！



step 2 提出方法の選択



所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

おすすめ！

- マイナンバーカード
- 市区町村等の窓口で設定したパスワードをご用意ください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします

step 3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

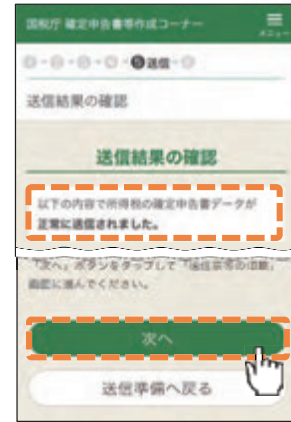
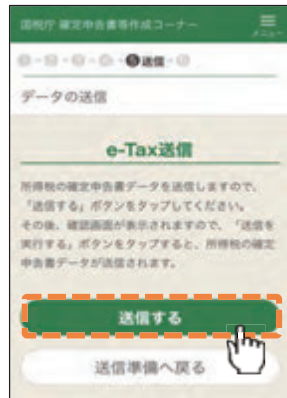
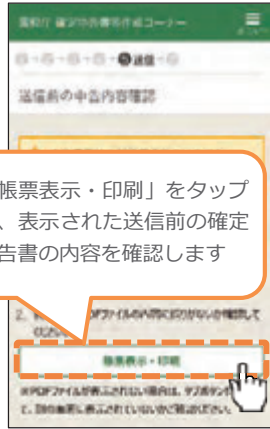
控除等の入力



「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます
→再開する場合は、step 1の画面で「保存データ利用」を選択してください

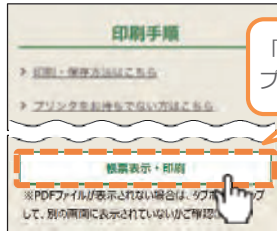


step 4 申告内容の事前確認・送信



step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

- 申告書の控（帳票PDF）の保存



保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方

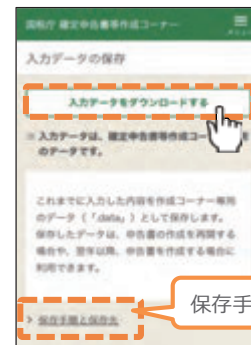
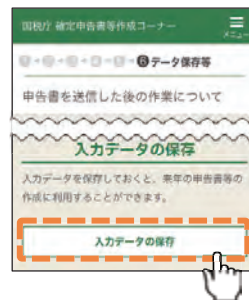


Androidの方

- 入力した申告書データ（.data）の保存

保存データの活用

申告書データを保存しておくと、来年以降の申告書作成の際に利用することができます



保存手順はこちらから確認

◎ 動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



- ・医療費控除
 - ・マイナンバーカード
- を利用したe-Tax

など

◎ チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

・ご利用には別途通信料がかかります。
 ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
 ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
 ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

キラリ輝く！ 会員企業



プロバスケットボールチーム

東京八王子
ビートレインズ

Vol 44

八王子唯一のプロスポーツチームとして地域に定着

9期目を迎えるプロバスケットボールチーム『東京八王子ビートレインズ』は、現在のB3リーグ所属から、B2リーグへの昇格、そして2026年から始まる新リーグのライセンス基準となる「クラブ運営実績」の向上に向けて、チームとしてホームアリーナ平均入場者数「1500人」以上、売上高「4億円」以上に設定し、代表取締役常務兼ゼネラルマネージャーの高松常務を先頭にチームの発展と向上に取り組んでいます。

チームは黒字化を実現、リーグ昇格へ

2020年4月から、人材教育会社・株式会社キャリアコンサルティング（室館 勲社長）がオーナーを引き継ぎました。チームは2億8千万円の負債を抱えていました。問題を棚卸し、立て直しスタートに着手。クラブの負債状況を公表し、街のボランティア活動やイベントなどにも積極的に参加。トレインズを知っていただく機会を増やしていきました。1万円から入れる個人スポンサーも設定するなど、スポンサー企業は125社から350社まで増やし、初年度から3年連続で黒字を達成しました。

「現在、新リーグへ向けて集客にフォーカスし、スローガンを『GET TOGETHER』として、一人でも多くの方に足を運んで頂きたいと取り組んでいます。是非皆様のお力添えを頂きたいと思っておりますので、試合観戦、応援宜しくお願い致します。」（高松常務）



皆様のサポートがチームの力になります



チームの為に全カプレー



昇格に向けてチーム全員で邁進中

株式会社THTマネジメント
〒192-0904
八王子市子安町3-6-7サザンエイトビル1F
電話：042-649-4440
FAX：042-649-4441
<https://trains.co.jp/>



マスコットキャラクター
「トレンチャー」

法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

▼今月の笑顔は、「八王子エフエム」を訪問し、代表取締役社長の中野健次郎さん、パーソナリティの穴戸美憂さんにお話を伺いました。

▼「八王子エフエム」は2017年に開局し、昨年より「アクロスモール八王子みなみ野」内にサテライトスタジオをオープン。八王子発信のFM放送局として基盤を強化しています。

▼学生時代に「八王子エフエム」のパーソナリティを務めていた穴戸さんは八王子出身。大学卒業後、山梨の大手放送局で3年ほど勤務し、「八王子エフエム」へ帰ってきました。学生時代は、(株)キャリアコンサルティング(ビートレインズの親会社)でも学び、防災士の資格も持つ努力家。更に、「2023 Miss SAKE」山梨代表の経歴も持つ穴戸さん。「学生時代に防災の勉強をしていました。ラジオといえば『防災』ということで、その頃開局した八王子エフエムにお世話になりました。当時は音楽も自分で選曲して、音楽をかけてと様々な業務を行いましたので、その後就職した放送局で、その経験が役立ちました」(穴戸さん)

▼「昨年はふれあい財団さんの企画として、才能を持った人を紹介する番組『ハチタビの栞』に参加するなど、若さとパーソナリティ経験を活かし頑張っています。今後は、更にその経験を活かして、八王子の様々な魅力的な会社や特徴的な製品などを含めて、八王子の深い魅力の紹介などにも期待したいと思います」(中野社長)

▼休日の趣味も豊富な穴戸さん。「山梨以外の日本酒を探索しています。音楽では野外フェスに行きます。皆さんにたくさん聴いていただきたいですね。今はSILENT SIREN (サイレントサイレン) というガールズバンドがお勧めです」(穴戸さん)



「愛LOVE八王子」

担当パーソナリティ	パーソナリティ	代表取締役
ばば まゆみ 馬場真由美さん	しど みゆ 穴戸美憂さん	なかの けんじろう 中野健次郎さん

▼「エフエム局など放送局の開局には、非常に審査が厳しく、予算も必要になります。そのような中、開局できた当局は、八王子の財産であり、八王子の情報を発信できる貴重な認可事業者です。ラジオは、災害時や防災のために非常に重要な情報ツールになります。今後も設備や運営スタッフの充実などを図るためには、更に予算が必要となってきます。現在スポンサーを募集しています。何卒ご支援ご協力のほど宜しくお願い致します」(中野社長)

〒192-0996
八王子市みなみ野4-33-1
電話：042-683-1288
FAX：042-683-1278
<https://775fm.com/>



消費税の 期限内納付を 忘れずに。

期限内納付のための 納税資金の積立てを お願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮 仁	発行日	令和6年2月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林 一仁	印刷	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都	八王子市大横町14-25		東京都八王子市南町9-8
第48巻	第11号通	電話	(042)625-4875(代)	FAX	(042)625-0566

ノキシノブ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏

身近な自然環境を大切に



法人会

和名は本種がしばしば家の屋根の軒端（のきば）に生えていることからの名である。

私は小学校は八王子市立恩方第一小学校に入學した。隣側の山向こうに小津という集落があり、その名の分校があった。こちらでは3年生まではこちらに通い、4年生から恩方第一小学校に入ってきた。このことも私たちはこのノキシノブを皆、ソロバングサと聞いていた。はじめて聞く名前だったので、楽しい地方名だと印象に残ったのをおぼえている。

各地にごく普通に見られ、とくに古いわら屋根

や物置の杉皮屋根などに着生し、枯れ木の樹皮、岩上、崖面などにも見られる。根茎はやや太く、しばしば枝分かれして広がる。葉は線形で、長さ20センチほど、幅5〜10ミリ、先端は尖って、長く細くなる。

胞子のう群は葉の上半部につき、円形で中脈の両側に一列に並ぶ。この胞子のう群が眼のように、しかも、数多く並んでいることから「八つ目らん」の別名もある。

古歌にでてくるシノブは本種をさすことが多いといわれている。

